

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部を改正する規則 (県政情報センター) 一
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則(教委・総務課) 二
- 告示 二
 - 自衛官の募集に関する告示 (地域政策課) 二
 - 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (北部振興) 三
 - 彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る事後調査書 (温暖化対策課) 三
 - 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定 (障害者福祉課) 三
 - 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の変更届 () 五
 - 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退 () 六
 - 家畜商講習会の開催 () 六

- 埼玉中央漁業協同組合の遊漁規則の変更認可 (生産振興課) 七
- 児玉郡市漁業協同組合の遊漁規則の変更認可 () 七
- 埼玉県北部漁業協同組合の遊漁規則の変更認可 () 七
- 烏川漁業協同組合の遊漁規則の変更認可 () 八
- 東毛漁業協同組合の遊漁規則の変更認可 () 八
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり課) 八
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 八
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地の一般競争入札による処分の公告 (伊奈新都市建設事務所) 九
- 建築士免許の取消し (建築指導課) 一〇
- 無線警ら車十二台の製造請負に

- おける一般競争入札の公告 (会計課) 一〇
- 交通取締用四輪車十台の製造請負における一般競争入札の公告 () 一二
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示 (税務課) 一四
- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表 (農総研水田農業研究所) 一四
- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 () 一六
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 一七
- (行田県土) 一七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 一八
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一八
- 選挙管理委員会の招集 (選管委) 一八
- 埼玉県教育委員会規則第九号中訂正 (教委・総務課) 一八
- 埼玉県教育委員会規則第十号中訂正 () 一九
- 埼玉県教育委員会教育長訓令第二号中訂正 () 一九

規則

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年七月十八日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十二号

埼玉県知事の資産等の公開に関する規則等の一部を改正する規則
(埼玉県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

第一条 埼玉県知事の資産等の公開に関する規則(平成七年埼玉県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「埼玉県総務部県政情報センター」を「県民生活部県政情報センター」に改める。

様式第六号中「埼玉県知事 様」を「(おて先) 埼玉県知事」に改める。

(埼玉県情報公開審査会規則及び埼玉県個人情報保護審査会規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中「総務部県政情報センター」を「県民生活部県政情報センター」に改める。

一 埼玉県情報公開審査会規則(平成十七年埼玉規則第七十四号)第八条

二 埼玉県個人情報保護審査会規則(平成十七年埼玉規則第七十五号)第九条

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋 史朗

埼玉県教育委員会規則第二十五号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則(昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項の表生涯学習文化財課、スポーツ振興課及び人権教育課の項職務の欄中「第九条の三第二項」を「第九条の三第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第九百六十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第一百七十九号)第百十四条、第百十七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 募集期募集区分

イ 二等海士(男子)

ロ 二等空士(男子)

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年

齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者(二等陸・海・空士志願票参照)

三 採用試験の方法

イ 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成二十年七月二十二日から八月二十五日まで

五 入隊時期

平成二十年十月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日
平成二十年九月六日(男子)

ロ 試験場の位置及び名称
1 さいたま市北区日進町一丁目四番七号

2 練馬区大泉学園町
陸上自衛隊大宮駐屯地

陸上自衛隊朝霞駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部(さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和合同庁舎

三階

電話〇四八―八三一―六〇四三)及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所的位置及び名称

イ さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS-1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階
自衛隊埼玉地方協力本部人間地域事務所

(電話〇四―二九二―四六九二)

ハ 練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内
自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三三)

ニ 熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 秩父市宮側町三番地三
自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五七)

七)

埼玉県告示第九百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

埼玉県告示第九百六十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第三十九号)第一条の規定により告示する。

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関	関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
雨宮哲士	視覚障害	眼科	さとう眼科医院	川口市芝四一五―三〇	川口市芝四一五―三〇	平成二十年六月十六日
仲泊聡	視覚障害	眼科	国立身体障害者リハビリテーションセンター病院	所沢市並木四―一	所沢市並木四―一	同
桜井健司	視覚障害	眼科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	深谷市上柴町西五―八―一	同
古谷達之	視覚障害	眼科	社会福祉福祉法人恩賜財団済生会支部	川口市西川口五―一―一五	川口市西川口五―一―一五	同
関口邦夫	視覚障害	眼科	埼玉県済生会川口総合病院	川口市上青木西二―一〇―八	川口市上青木西二―一〇―八	同
村下裕理	視覚障害	眼科	関眼科医院	草加市立病院	草加市草加二―二二―一	同

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みのりの里

三 代表者の氏名

久米 啓二郎

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市櫛引百四十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対し、地域で自立した生活を営むために必要な福祉サービスを行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第九百六十五号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第三十条の六第一項(埼玉県環境影響評価条例施行規則(平成七年埼玉県規則第九十八号)第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による知事の意見の内容について、同条例第三十条の六第三項の規定により公告する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 事後調査書の名称
彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る事後調査書
二 事業者(彩の国資源循環工場事業者協議会)に対する意見の内容

彩の国資源循環工場廃棄物処理施設の適正な運転管理を徹底し、周辺環境の保全及び公害の防止に努めること。

三 都市計画決定権者(埼玉県)に対する意見の内容

施設の稼働が定常状態となった時期の事後調査の実施に当たっては、次の事項に十分留意すること。

イ 事後調査の項目、方法等の選定理由について、彩の国資源循環工場の稼働状況、周辺地域の状況等を踏まえて改めて整理し、事後調査書に記載すること。
ロ 環境影響評価の事後調査とは別に彩の国資源循環工場運営協定書に基づき実施されている調査の結果について、住民が確認できる方法を事後調査書に記載すること。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

山野井 貴彦	視覚障害	神経内科	医療法人社団愛友会	上尾中央総合病院	上尾市柏座一〇一〇	同	平成二十年 六月 十六日
福本 太郎	視覚障害	眼科	ふくもと眼科		入間市野田九三六ツサカビル一階	同	
牧野 奈緒	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	草加市立病院		草加市草加二二二一	同	
田井 真愛	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	草加市立病院		草加市草加二二二一	同	
片山 論	聴覚障害、平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人財団石心会	狭山病院	狭山市鶴ノ木一三三三	同	
宮崎 貴志	聴覚障害	耳鼻咽喉科	イムス三芳総合病院		入間郡三芳町藤久保二六六一	同	
文村 優一	音声・言語機能障害、 そしやく機能障害	神経内科	埼玉県総合リハビリテーションセンター		上尾市西貝塚一四八一	同	
大塚 友吉	音声・言語機能障害	リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構	東埼玉病院	蓮田市黒浜四一四七	同	
尾方 克久	そしやく機能障害	神経内科	独立行政法人国立病院機構	東埼玉病院	蓮田市黒浜四一四七	同	
小川 剛	肢体不自由	神経内科	防衛医科大学校病院		所沢市並木三二二	同	
神崎 真実	肢体不自由	神経内科	防衛医科大学校病院		所沢市並木三二二	同	
市川 綾乃	肢体不自由	整形外科	医療法人厚和会	河合病院	川口市領家三一六一七	同	
岡田 崇	肢体不自由	整形外科	医療法人社幸会	行田総合病院	行田市持田三七六	同	
野村 和重	肢体不自由	整形外科	深谷赤十字病院		深谷市上柴町西五八一	同	
今村 浩一	肢体不自由	整形外科	医療法人翠心会	敬愛病院	比企郡鳩山町大橋一〇六六	同	
森 俊子	肢体不自由	内科	国立身体障害者リハビリテーションセンター病院		所沢市並木四一	同	
飛松 好子	肢体不自由	リハビリテーション科	国立身体障害者リハビリテーションセンター病院		所沢市並木四一	同	
豊川 泰彦	肢体不自由	リウマチ科	医療法人社団真心会	豊川医院	所沢市小手指町三二二二	同	
永井 努	肢体不自由	リハビリテーション科	リハビリテーションセンター天草病院		越谷市平方三四三一	同	
神尾 正己	肢体不自由	脳神経外科	医療法人藤仁会	藤村病院	上尾市仲町一八三三	同	
増田 一哲	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団 哺育会	白岡中央総合病院	南埼玉郡白岡町小久喜九三八	同	
加藤 宏一	肢体不自由	脳神経外科	社会福祉法人恩賜財団済生会	埼玉県済生会栗橋病院	北葛飾郡栗橋町小右衛門字五反田七二四	同	
三木 健司	肢体不自由	神経内科	川口市立医療センター		川口市西新井宿一八〇	同	
山根 正久	心臓機能障害	循環器科	医療法人財団石心会	狭山病院	狭山市鶴ノ木一三三三	同	
向山 美雄	じん臓機能障害	内科	医療法人社団愛友会	上尾中央総合病院	上尾市柏座一〇一〇	同	

鈴木洋通	じん臓機能障害	内科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
青島正大	呼吸器機能障害	内科	医療法人財団石心会	狭山市鶴ノ木一―三三	同
遠藤正人	ぼうこう又は直腸機能障害	外科	熊谷総合病院	熊谷市中西四―五―一	同
蜂矢隆彦	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	春日部市立病院	春日部市中央七―二―一	同
長谷川忠	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井一六九六	同
北嶋将之	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	社会福祉法人恩賜財団済生会 埼玉県済生会栗橋病院	北葛飾郡栗橋町小右衛門字五反田七―四―六	同
浦川雅己	ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	医療法人社幸会 行田総合病院	行田市持田三七六	同
梶原周二	小腸機能障害	外科	医療法人社団清心会 至聖病院	狭山市下奥富一二二一	同
堤謙二	小腸機能障害	外科	医療法人財団石心会 狭山病院	狭山市鶴ノ木一―三三	同
根本泰寛	肢体不自由	整形外科	医療法人根本外科	富士見市鶴馬三四七七―一	同
三橋敏武	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	外科	医療法人財団明理会 鶴瀬病院	富士見市羽沢二―一―一四	同

埼玉県告示第九百六十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名	指定障害区分	変更事項	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
遠藤哲治	視覚障害	医療機関名 所在地	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
足立英雄	ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名 所在地	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
大島逸馬	じん臓機能障害	医療機関名 所在地	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
渡邊淳一郎	心臓機能障害	医療機関名 所在地	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
尾崎俊造	心臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名 所在地	変	更	前	変	更	後	変	更	年	月	日
川口市戸塚東三―三―一八		川口市栄町一―二―二一			えんどう眼科						平成二十年	五月	一日
深谷赤十字病院		あだち医院			シテイデュオタワー川口二〇七						平成二十年	六月	一日
深谷市上柴町西五―八―一		深谷市上柴東五―一五―一四			医療法人社団康成会						平成二十年	四月	一日
医療法人社団康成会		医療法人一心会 伊奈病院			パークタウンクリニック						平成二十年	四月	一日
所沢市並木三―一―一〇一		北足立郡伊奈町大字小室九四一九			医療法人財団明理会 春日部中央総合病院						平成二十年	四月	一日
春日部市緑町五―九―四		三郷市鷹野四―四九四―一			岡病院						平成二十年	四月	一日
岡病院		医療法人桂水会 岡病院			本庄市北堀八一〇						平成二十年	四月	一日
本庄市北堀八一〇		本庄市北堀八一〇											

岡 治道	心臓機能障害、じん臓機能障害	岡病院	本庄市北堀八一〇	医療法人桂水会 岡病院	本庄市北堀八一〇	平成二十年 四月 一日
嶋根 正樹	呼吸器機能障害	医療機関名	北里研究所メディカルセンター病院	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北里大学北里研究所メディカルセンター病院	平成二十年 四月 一日
谷崎 義徳	肢体不自由	所在地	北本市荒井六一〇〇	北本市荒井六一〇〇	北本市荒井六一〇〇	平成二十年 四月 一日
大島 伸浩	心臓機能障害、呼吸器機能障害	所在地	深谷市上柴町西五八一一	熊谷市広瀬八〇〇一二	グリーンフォレストクリニック	平成二十年 四月 一日
山田 剛久	じん臓機能障害	所在地	医療法人愛應会 騎西クリニック	医療法人顕正会 蓮田病院	蓮田市根金一六六二一一	平成二十年 四月 一日
石本 総一郎	肢体不自由	所在地	朝霞市浜崎七〇三	いしもと脳神経外科・内科	新座市北野三一八一一六	平成二十年 四月 一日
設楽 幸治	視覚障害	所在地	したら眼科クリニック	医療法人順正会 したら眼科クリニック	児玉郡上里町大字金久保字寺西七六七	平成二十年 四月 一日
忽滑谷 通夫	心臓機能障害	所在地	医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	医療法人財団明理会 鶴瀬病院	富士見市羽沢二一一一一四	平成二十年 二月 一日
雄鹿 大地	視覚障害	所在地	秋谷病院	おが・おおぐし眼科	上尾市緑丘一一六一一	平成二十年 六月 二日
大串 元一	視覚障害	所在地	幸手市中四一一四一一	おが・おおぐし眼科	上尾市緑丘一一六一一	平成二十年 六月 二日
辻 明	ぼうこう又は直腸機能障害	所在地	独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	防衛医科大学校病院	所沢市並木三一一二	平成二十年 七月 一日

埼玉県告示第九百六十八号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により指定の辞退があったので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第

三十九号)第一条の規定により告示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名 指定障害区分

医療機関の名称

医療機関の所在地

辞退年月日

桑田 雅雄 心臓機能障害

医療法人顕正会 蓮田病院

蓮田市根金一六六二一一

平成二十年 五月 十六日

川島 真理子 視覚障害

草加市立病院

草加市草加二一一一一

平成二十年 三月 三十一日

石原 明子 聴覚障害、音声・言語機能障害、

埼玉県立がんセンター

北足立郡伊奈町小室八一八

平成二十年 三月 三十一日

そしゃく機能障害

瀬川大輔 心臓機能障害
 杉藪康憲 心臓機能障害
 菊池正 心臓機能障害
 逸見一之 ぼうこう又は直腸機能障害
 伊藤雅史 じん臓機能障害
 鈴木政美 聴覚障害、平衡機能障害、
 音声・言語機能障害、
 そしゃく機能障害

医療法人刀仁会 坂戸中央病院
 医療法人財団石心会 狭山病院
 医療法人財団石心会 狭山病院
 春日部市立病院
 医療法人顕正会 蓮田病院
 埼玉県立がんセンター

坂戸市南町三〇一八
 狭山市鶴ノ木一三三三
 狭山市鶴ノ木一三三三
 春日部市中央七二二一
 蓮田市根金一六六二一一
 北足立郡伊奈町小室八八

平成二十年 三月三十一日
 平成二十年 三月三十一日
 平成二十年 三月三十一日
 平成二十年 二月二十九日
 平成二十年 三月三十一日
 平成二十年 三月三十一日

埼玉県告示第九百六十九号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号の講習会を次のとおり開催する旨埼玉県家畜商商業協同組合から通知があった。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 講習会を開催する指定講習機関

深谷市上柴町東二丁目二十九番地一

埼玉県家畜商商業協同組合

二 開催日時

平成二十年九月八日(月)及び九月

九日(火)

午前九時から午後五時十五分まで

三 開催場所

埼玉県農林総合研究センター 研修

資料展示館1階研修室

四 講習の内容

イ 家畜の取引に関する法令 四時間

ロ 家畜の品種及び特徴 四時間

ハ 家畜の悪癖、機能障害及び疾病

六時間

五 受講申込手続

イ 申込方法

受講希望者は、家畜商講習会受講申請書及び受講手数料(四千円)並びに講習会テキスト代(三千円)を受付場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送の場合は現金書留によることとし、受講票の送付先を明記した封筒(定型)に郵便切手八十円分をはり付けたものを同封すること。

ロ 受付場所

深谷市上柴町東二丁目二十九番地

一 (郵便番号三六六一〇〇五二)

埼玉県家畜商商業協同組合

ハ 受付期間

平成二十年八月一日(金)から平

成二十年八月二十日(水)まで(八

月二日、八月三日、八月九日、八月

十日、八月十六日及び八月十七日を

除く。)とする。郵送の場合は、平

成二十年八月二十日までの消印のあ

六 修了証明書の交付

講習会の課程を修了した者に対しては、修了証明書を交付する。

七 問い合わせ先

この講習会についての問い合わせは、埼玉県家畜商商業協同組合(電話〇四八―五七一―一九九)にすること。

埼玉県告示第九百七十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の認可をしたので、次のとおり公示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 漁業権者の名称及び住所

埼玉中央漁業協同組合

埼玉県熊谷市久下千八百三十一番地

二 漁業権の免許番号

共第九号

三 変更の内容

埼玉中央漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則第五条第一項の表中「境町平塚」を「伊勢崎市境平塚」に改める。

第六条の表中「尾島町前小屋」を「太田市前小屋町」に、「妻沼町台」を「熊谷市妻沼台」に改める。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十年七月三日

埼玉県告示第九百七十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の認可をしたので、次のとおり公示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 漁業権者の名称及び住所

児玉郡市漁業協同組合

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三

号

二 漁業権の免許番号

共第九号

三 変更の内容

児玉郡市漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規則第五条第一項の表中「境町平塚」を「伊勢崎市境平塚」に改める。

第六条の表中「尾島町前小屋」を「太田市前小屋町」に、「妻沼町台」を「熊谷市妻沼台」に改める。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十年七月三日

埼玉県告示第九百七十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の認可をしたので、次のとおり公示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 漁業権者の名称及び住所

埼玉県北部漁業協同組合

埼玉県北埼玉郡騎西町騎西五十一番七号

二 漁業権の免許番号

共第九号

三 変更の内容

埼玉県北部漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規則第五条第一項の表中「境町平塚」を「伊勢崎市境平塚」に改める。

第六条の表中「尾島町前小屋」を「太

田市前小屋町」に、「妻沼町台」を「熊谷市妻沼台」に改める。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十年七月三日

埼玉県告示第九百七十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の認可をしたので、次のとおり公示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 漁業権者の名称及び住所

烏川漁業協同組合

群馬県藤岡市立石千五十四番一号

二 漁業権の免許番号

共第九号

三 変更の内容

烏川漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規則第五条第一項の表中「境町平塚」を「伊勢崎市境平塚」に改める。

第六条の表中「尾島町前小屋」を「太田市前小屋町」に、「妻沼町台」を「熊谷市妻沼台」に改める。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十年七月三日

埼玉県告示第九百七十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の認可をした

ので、次のとおり公示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 漁業権者の名称及び住所

東毛漁業協同組合

群馬県伊勢崎市曲輪町二十一番五号

二 漁業権の免許番号

共第九号

三 変更の内容

東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規則第五条第一項の表中「境町平塚」を「伊勢崎市境平塚」に改める。

第六条の表中「尾島町前小屋」を「太田市前小屋町」に、「妻沼町台」を「熊谷市妻沼台」に改める。

平成二十年七月三日

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十年七月三日

埼玉県告示第九百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 解除に係る保安林の所在場所

比企郡ときがわ町大字玉川字日野原

八百七十九の七、八百七十九の十五、八百八十九の四、八百九十四の六、八百九十四の七、八百九十八の七

比企郡鳩山町大字竹本字宮ノ入千三百三十二の三、千三百三十二の四、字大貫千三百三十三の二、千三百三十三の五、千三百三十九の三

保安林として指定された目的

耕地の防風

解除の理由

道路用地とするため

埼玉県告示第九百七十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇七―一〇―二号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡滑川町大字羽尾寺谷四七三〇―三他一三筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 八三九・八立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇七立方メートル毎秒

埼玉県告示第九百七十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水

流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇七―一八―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

川越市大字野田字上野田町一〇五〇

― 外二八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二六〇〇・七立方メートル

埼玉県告示第九百七十八号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉県告示第八百二二号)第一条の規定により、一般競争入札による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 入札物件番号一

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業八十五街区二画地及び六画地(北足立郡伊奈町大字大針九百八十九番地

一外)

(2) 地積

六百五十五・一一平方メートル
(3) 予定価格
五千六百六十七万七千七百三十二円

ロ 入札物件番号二

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業百二二街区一画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿四百二十七番地外)

(2) 地積

三千五百七十三・七八平方メートル

(3) 予定価格

二億八千八百四万六千六百六十八円

ハ 入札物件番号三

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業百五十九街区十画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿千百一番地外)

(2) 地積

二百八・九七平方メートル

(3) 予定価格

千五百八十三万九千九百二十六円

ニ 入札物件番号四

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業百九十四街区五画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿千三百五十九番地

一外)

(2) 地積

三百八十二・一八平方メートル

(3) 予定価格
二千二百七十万四千九百九十二円

ホ 入札物件番号五

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百三街区一画地(北足立郡伊奈町大字小針内宿七百番地外)

(2) 地積

千九百四十・一六平方メートル

(3) 予定価格

一億五千五百五十二万六千四百九十六円

ヘ 入札物件番号六

(1) 位置

伊奈特定土地区画整理事業二百三街区三画地(北足立郡伊奈町大字羽貫三百七番地外)

(2) 地積

八百三十・五七平方メートル

(3) 予定価格

五千四百四十一万二千二百八十三円

二 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更正手続開始の

申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

二 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(1) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者が契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税(都道府県民税・法人

都道府県民税・法人事業税・個人事業税)の滞納がある者

ヘ 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

三 入札参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

平成二十年八月十八日(月)から同月二十二日(金)まで
午前九時から正午まで及び午後一時から五時まで

ロ 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百

五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所
 入札及び開札の日時及び場所

イ 日時

(1) 入札物件番号一
 平成二十年九月五日(金) 午前
 十時

(2) 入札物件番号二
 平成二十年九月五日(金) 午前
 十一時

(3) 入札物件番号三
 平成二十年九月五日(金) 午後
 一時三十分

(4) 入札物件番号四
 平成二十年九月五日(金) 午後
 二時三十分

(5) 入札物件番号五
 平成二十年九月五日(金) 午後
 三時三十分

(6) 入札物件番号六
 平成二十年九月五日(金) 午後
 四時三十分

ロ 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百五十四番地一 埼玉県伊奈新都市建設事務所二階会議室

五 入札保証金

入札参加者の見積もる入札金額の百分の五以上の額(入札参加資格審査後郵送される納付書兼領収書により納付すること。)

六 入札の無効

次のイからりまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

イ 入札者の押印のない入札書によるもの

ロ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書によるもの

ハ 押印された印影が明らかでない入札書によるもの

ニ 入札に参加する資格のない者がしたのもの

ホ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

ヘ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率に
 よる額に達しない者がしたのもの

ト 代理人で委任状を提出しない者がしたのもの

チ 他の入札者の代理を兼ねた者がしたのもの

リ 二以上の入札書を提出した者がした
 もの又は二以上の者の代理をした
 者がしたのもの

七 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の
 価格で最高の価格をもって入札した者
 とする。

八 その他

イ 入札参加要領及び入札参加申込書
 は、埼玉県伊奈新都市建設事務所に
 おいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 入札に關し不明な点は、埼玉県伊奈新都市建設事務所(電話〇四八―七二二―一七五)に問い合わせること。

埼玉県告示第九百七十九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二
 号)第九条第一項の規定により、次のと
 おり建築士の免許を取り消したので、公
 告する。
 平成二十年七月十八日

埼玉県告示第九百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
 一般競争入札に付する。
 平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量
 警察車(無線警ら車) 12台

(2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限
 平成21年3月31日(火)

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法
 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

埼玉県知事 上田清司

一 免許の取消しをした年月日

平成二十年七月十日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
 白井 勝晴

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木
 造建築士の別
 二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号
 埼玉県知事登録第六千九百九十六号

五 免許の取消しの理由

本人から免許の取消しの申請があつ
 たため。

テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ、物品等の種類に「車輛・船舶・バイク・自転車」を含む者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品について、入札説明書等に示す書類を平成20年8月29日(金)までに提出し、審査を受けた結果、仕様書等で要求する事項に適合することを認められた者であること。

(6) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めによる埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。

(7) 納入する物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかにサービスを提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度担当 渡邊 電話048-832-0110 内線2245 フラクシ

〒048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 入札書受付期間

埼玉県電子入札共同システムを使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月5日(金)午前10時まで

紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月4日(木)午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年9月5日(金)午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成20年8月29日(金)までに提出し、競争入札参加資格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合

は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

エ 契約書作成の要否

(5) 要

(6) 落札者の決定方法

(7) 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 手続における交渉の有無

(9) 無

(10) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年8月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(11) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(12) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Radioinstalled police car

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 00 a.m., September 5 2008 By mail and In person ; 5 : 00 p.m., September 4, 2008

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

~~~~~

埼玉県警察本部入札課 千田 豊 臣

〒330-8533 埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号

電話 048-832-0110 内線 2245

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

交通取縮用四輪車(一般用) 10台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成21年3月31日(火)

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ、物品等の種類に「車輛・船舶・バイク・自転車」を含む者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品について、入札説明書等に示す書類を平成20年8月29日(金)までに提出し、審査を受けた結果、仕様書等で要求する事項に適合することを認められた者であること。
- (6) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めによる埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。
- (7) 納入する物品に関するソフトウェアサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかにサービスを提供できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先  
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度担当 渡邊 電話048-832-0110 内線2245 ファクシミリ048-824-4607
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。
- (3) 入札書受付期間  
ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月5日(金)午前10時30分まで  
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月4日(木)午後5時まで
- で(必着)  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
- (4) 開札の場所及び日時  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年9月5日(金)午前11時
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成20年8月29日(金)までに提出し、競争入札参加資格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
同システムから確認申請する。  
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年8月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通)〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Traffic control car
- (2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., September 5 2008 By mail and In person ; 5 : 00 p.m., September 4, 2008
- (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

埼玉県大宮県税事務所長告示第二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十年七月十八日  
埼玉県大宮県税事務所長  
古庄 清

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 氏名又は名称          | 新井商事株式会社          |
| 代表者の氏名          | 新井大八郎             |
| 主たる事務所又は事業所の所在地 | 埼玉県さいたま市北区本郷町一三九六 |
| 指定取消年月日         | 平成二十年五月十五日        |

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年六月に収去した飼料等の試験結果

の概要を次のとおり公表する。  
平成二十年七月十八日  
埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

| 製造事業場等の名称及び所在地                      | 収去年月日                            | 飼料の名称     | 製造(輸入)年・月 | 試験結果の概要  |       |        |        |         |        |         |         |           |       | 備考 |             |             |
|-------------------------------------|----------------------------------|-----------|-----------|----------|-------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|-----------|-------|----|-------------|-------------|
|                                     |                                  |           |           | 粗たんぱく質 % | 粗脂肪 % | 粗繊維 %  | 粗灰分 %  | カルシウム % | リン %   | 揮発性窒素 % | 水溶性窒素 % | ペクチン消化率 % | TDN % |    | M E kcal/kg | その他検査(水方) % |
| 株式会社Jーオイルミルズ静岡工場<br>静岡県静岡市清水区新港町2番地 | H20.6.10<br>埼玉糧穀株式会社<br>川越市砂68-1 | 豊年ユニット乳牛用 | 20.5      | 25.0以上   | 3.0以上 | 11.0以下 | 10.0以下 | 0.60以上  | 0.40以上 |         |         |           |       |    | 11.2        |             |
|                                     |                                  |           |           | 27.3     | 4.8   | 5.4    | 7.8    | 1.26    | 0.56   |         |         |           |       |    |             |             |

|                              |   |                                                        |   |                       |      |                |              |               |                  |                |                |  |  |  |  |  |  |  |  |      |
|------------------------------|---|--------------------------------------------------------|---|-----------------------|------|----------------|--------------|---------------|------------------|----------------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|------|
| 同                            | 上 | 同                                                      | 上 | 豊年ソヤレット乳牛用            | 20.4 | 18.0以上<br>20.0 | 2.0以上<br>4.0 | 11.0以下<br>6.0 | 10.0以下<br>8.9    | 0.50以上<br>1.36 | 0.40以上<br>0.95 |  |  |  |  |  |  |  |  | 12.9 |
| 同                            | 上 | 同                                                      | 上 | 豊年ソヤレットジュニア乳牛用        | 20.5 | 21.0以上<br>23.3 | 3.0以上<br>7.1 | 6.0以下<br>4.2  | 9.0以下<br>6.9     | 0.60以上<br>0.90 | 0.40以上<br>0.72 |  |  |  |  |  |  |  |  | 11.2 |
| 同                            | 上 | 同                                                      | 上 | 豊年フレイバーファードⅡ          | 20.5 | 13.8           | 3.2          | 16.1          | 4.5              | 0.34           | 0.40           |  |  |  |  |  |  |  |  | 11.5 |
| 中部飼料株式会社鹿島工場<br>茨城県神栖市東深芝2の4 |   | H20.6.11<br>サンコー株式会社<br>大利根工場<br>北埼玉郡大利根町<br>大字生出193番地 |   | サル中印肉用牛肥育用配合飼料αピーシーエス | 20.5 | 12.0以上<br>12.9 | 2.0以上<br>3.5 | 10.0以下<br>5.1 | 10.0以下<br>3.6    | 0.25以上<br>0.34 | 0.20以上<br>0.45 |  |  |  |  |  |  |  |  | 12.9 |
| 寿産業株式会社配合飼料工場<br>深谷市櫛引43—4番地 |   | H20.6.11<br>同                                          |   | バイプロゲイン               | 20.5 | 13.1           | 3.2          | 5.0           | 5.2              | 0.79           | 0.22           |  |  |  |  |  |  |  |  | 34.5 |
| 同                            | 上 | 同                                                      | 上 | バイプロラジスト              | 20.6 | 16.7           | 4.2          | 8.0           | 5.7              | 0.78           | 0.50           |  |  |  |  |  |  |  |  | 11.1 |
| 同                            | 上 | 同                                                      | 上 | フライミックス               | 20.6 | 14.9           | 3.7          | 8.1           | 8.5              | 1.66           | 0.66           |  |  |  |  |  |  |  |  | 13.2 |
| 同                            | 上 | 同                                                      | 上 | バイプロビーフ               | 20.6 | 14.3           | 2.7          | 7.4           | 5.2              | 0.64           | 0.46           |  |  |  |  |  |  |  |  | 14.6 |
| 株式会社簡屋<br>春日部市大字赤沼704番地2     |   | H20.6.12<br>同                                          |   | 60%魚粉                 | 20.6 | 60.0以上<br>78.2 | 6.0          | 0.3           | 8.0<br>以下<br>1.5 | 0.24           | 0.30           |  |  |  |  |  |  |  |  | 12.1 |

(注) 1 飼料の名称の欄中の「●」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地                       | 収去場所 | 飼料又は飼料添加物の区分 | 飼料又は飼料添加物の名称 | 製造(輸入)年月 | 試験結果の概要        | 備考 |
|--------------------------------------|------|--------------|--------------|----------|----------------|----|
| 寿産業株式会社配合飼料工場<br>深谷市櫛引43—4番地         | 同 左  | 飼料           | バイアロゲイン      | 20.5     | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |    |
| 同 上                                  | 同 上  | 飼料           | バイアロアジスト     | 20.6     | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |    |
| 同 上                                  | 同 上  | 飼料           | ドライミックス      | 20.6     | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |    |
| 同 上                                  | 同 上  | 飼料           | バイアロビーフ      | 20.6     | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |    |
| 株式会社筒屋<br>春日部市大字赤沼704番地 <sup>2</sup> | 同 左  | 飼料           | 60%魚粉        | 20.6     | 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 |    |

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「<sup>②</sup>」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、特

殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十年七月十八日

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕治



平成20年6月分

| 特殊肥料の<br>指 定 名 | 生産 (輸入又は販売)<br>届 出 業 者 | 届 出 名                 | 検 査 の 結 果 |           |           |                |                |            |      | 水分<br>(%) | その他<br>の検査 | 備 考 |
|----------------|------------------------|-----------------------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------------|------------|------|-----------|------------|-----|
|                |                        |                       | TN<br>(%) | TP<br>(%) | TK<br>(%) | TCu<br>(mg/kg) | TZn<br>(mg/kg) | TCa<br>(%) | C/N  |           |            |     |
| たい肥            | 海老原茂                   | 鶏糞堆肥                  | 2.10      | 3.18      | 2.14      | 49             | 306            | 12.15      | 8.9  | 28.57     |            |     |
|                | 杉橋崇男                   | 発酵けいふん                | 1.87      | 5.25      | 2.87      | 97             | 313            | 14.65      | 8.8  | 23.22     |            |     |
|                | 丸山博道                   | 豚糞堆肥(粃殻・おがくず入り発酵豚糞堆肥) | 1.76      | 2.96      | 2.34      | 84             | 251            | 2.44       | 10.7 | 39.62     |            |     |
|                | 松浦亨                    | 松浦1号                  | 1.00      | 1.96      | 1.82      | 14             | 102            | 0.77       | 13.4 | 64.05     |            |     |
|                | 有限会社大畠畜産               | エコ堆肥                  | 3.33      | 3.46      | 1.67      | 163            | 478            | 2.89       | 8.9  | 27.89     |            |     |
|                | 新井勝                    | 新井養豚堆肥                | 2.74      | 4.94      | 1.69      | 185            | 584            | 4.47       | 9.7  | 26.47     |            |     |
| 動物の排せつ物        | 橋本芳一                   | 乾燥鶏糞                  | 2.42      | 5.08      | 3.28      | 150            | 361            | 17.36      | 8.2  | 12.76     |            |     |
| くず大豆及びその粉末     | 野本勝太郎                  | くず大豆                  | 5.02      | 1.10      | 1.70      | 12             | 49             | 0.35       |      | 9.75      |            |     |

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十号

平成二十年三月二十一日 指令飯整第一九〇〇四八〇号

二 検査済証番号

平成二〇年七月十四日 飯整第二〇〇〇〇三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字小田谷字木島二

九番二、二九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

毛呂山町前久保南一丁目五番一〇号

株式会社祥栄

代表取締役 小久保 祐久

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十号

平成二十年七月十四日 指令行整第一九〇〇八一一号

二 検査済証番号

平成二十年七月十四日 飯整第二〇〇〇〇三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字日出安字中九二

一 許可番号

根岸 功

一 許可番号

六一一  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 北埼玉郡騎西町大字西ノ谷一二三番  
 地  
 五十嵐 友康 五十嵐 和代

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十  
 六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

平成二十年七月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年六月十日

指令杉整第二〇〇三六〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月九日

杉整第五二八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字宮東一―三、四―

二、七八、七九―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東七九

柴崎 昭次

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

平成二十年七月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年五月二十八日

指令杉整第二〇〇二五〇号

二 検査済証番号

平成二十年七月九日

杉整第五二六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字内下一六

一番九、一十、一十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市北一―五―二三セント

ヒルズKUKI二〇二

大貫 俊明

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十  
 八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年七月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順 一

一 許可番号

平成二十年六月十八日

指令杉整第一九〇一九九一号

二 検査済証番号

平成二十年七月十一日

杉整第五三七一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字南前二

六七―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字東大輪二

六一―一

舞田 裕美子

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十年七月十八日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 日時

平成二十年七月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県選管告示第八十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年七月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

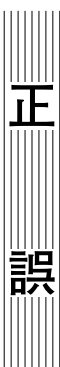
一 日時 平成二十年七月二十三日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

ロ その他



正 誤

埼玉県教育委員会規則第九号(平成二  
 十年三月二十八日号外第十二号)中訂正

ページ 段 行 誤

二 一 八 幼稚園」  
 正  
 幼稚園、」

二二一 誤

連絡事務

正

連絡調整に関する事

二二八 誤

連絡事務

正

連絡調整に関する事

三一七 誤

開催に係る事務

正

開催に関する事務

埼玉県教育委員会規則第十号(平成二十年三月二十八日号外第十二号)中訂正

ページ 段

三一 表中

誤

担当部長

上司の命を受け、特に指定された事項を処理するため、職員を指揮監督する。

正

担当部長

上司の命を受け、特に指定された事項を掌

ページ 段

三二 表中

誤

正

担当部長

上司の命を受け、特に指定された事項を処理するため、職員を指揮監督する。

担当部長

上司の命を受け、特に指定された事項を掌

埼玉県教育委員会教育長訓令第二号(平成二十年三月二十八日号外第十二号)中訂正

ページ 段 行

三十一 一 十一行目を削る。

ページ 段 行 誤

三十一 一 後ろ「規則」という。第

三 から 十

正

「規則」という。第

七

誤

第六条第二項

正

第六条第三項

誤

第二条第二項

正

第二条第一項

誤

改め、「(以下この

項において「げん

きプラザ規則」という。)を削り

正

、「埼玉県立げんきプラザ管理規則(以下この項において「げんきプラザ規則」という。)」を「げんきプラザ規則」に改め

|      |                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                    |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                           |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一<br>号<br>〇四八―八二四―二二二―(代表)                |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六二―二九〇―(代表)                  |
| URL  | http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |